（国際連合教育科学文化機関） ブリュッセル （欧州連合）	690,000	670,000	620,800	595,900	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300
	760,000	680,000	637,800	612,200	586,700	510,200	433,700	382,700	331,600	306,100	280,600	255,100

附　則

この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。

外務大臣　中曽根弘文
内閣総理大臣　麻生　太郎

沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月二十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百九十一号

沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百四条第一項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令（平成十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「沖縄振興特別措置法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「同法」を「法」に改め、「規定する特定振興駐留軍用地跡地」の下に「（以下単に「特定振興駐留軍用地跡地」という。）」を加え、本則の表に次のように加える。

楚辺通信所	平成十八年六月十五日及び同年十二月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けた楚辺通信所の区域	三月（平成十八年十二月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成十九年七月三十一日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）
読谷補助飛行場	平成十八年七月三十一日及び同年十二月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けた読谷補助飛行場の区域	五月（平成十八年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成十九年四月三十日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）
瀬名波通信施設	平成十八年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けた瀬名波通信施設の区域	一月（平成十八年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成十九年二月二十八日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）
		十月（平成十八年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成十九年十一月三十日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）

備考　この表において「土地の引渡し」とは、特定振興駐留軍用地跡地について、原状回復を行った上で、その特定跡地所有者等（法第百四条第一項に規定する特定跡地所有者等をいう。）に引き渡すことをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　麻生　太郎